

新たな拠点をお考えの事業者様



焼津市サテライトオフィス

【令和6年度焼津市サテライトオフィス等設置事業費補助金】

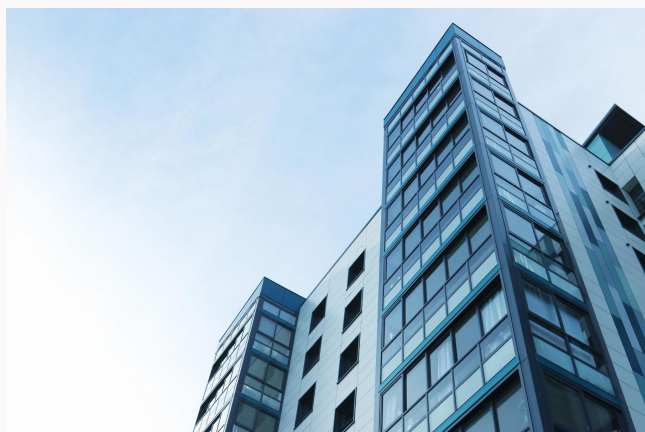
交付対象者

- ・焼津市外に本店を置く事業者様
- ・新しく設置するサテライトオフィスに従業員を2人以上置く事業者様

補助金

最大100万円

[補助対象経費の2分の1以内]



交付条件

- ・令和6年度内に当該サテライトオフィス等において事業を開始できる方
- ・補助事業完了後、5年以上計画的に事業を実施する など

焼津市経済部誘致戦略課

〒425-8502

静岡県焼津市二丁目16番32号

TEL : 054-626-2260

yuchi@city.yaizu.lg.jp



🔍 焼津市サテライトオフィス 補助金 ×

※詳細はホームページをご確認ください。

焼津市では、市内産業の振興、産業基盤の強化及び雇用機会の創出を図るため、サテライトオフィス等設置事業を行う事業者に対し、予算範囲内において補助金を交付します。

対象事業者

- ・市外に本店を置く事業者であること。
- ・新たに設置するサテライトオフィス等に従業員又は役員（個人事業主である者を含む。）を2人以上置く事業者であること。
など。

交付条件

- ・補助金交付決定後、補助金事業を直ちに実施し、令和6年度内に当該サテライトオフィス等において事業を開始できる状態とすること。
- ・補助事業完了後、5年以上計画的に事業を実施すること。

補助対象事業

費目	補助対象となる経費	補助対象とならない経費
施設整備事業	サテライトオフィスとなる建物の設備又は改修に係る経費（内外装含む。）	(1)土地、建物等の取得費 (2)サテライトオフィスとなる建物の躯体の新設工事（床、天井、壁、屋根等の建築構造に係るものをいう。）に係る経費 (3)施設及び施設が存する施設外の配管、配電等の工事に係る経費 (4)事業者の経常的な経費（人件費、旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費、通信料等） (5)コーヒーサーバー、冷蔵庫、電子レンジ等の家電製品の購入費 (6)本事業における資金調達に必要となった利子等
通信環境整備事業	サテライトオフィスにおけるインターネット回線契約に係る回線開設工事等に係る経費	
什器・機器導入事業	サテライトオフィスで使用する机、椅子等の什器及びパソコン、プリンタ、コピー機等の機器を導入する経費（これらの経費を借り上げた場合にあっては、令和6年5月から翌年3月分までの借り上げに要する経費に限る。）	
その他	その他市長が必要と認めるもの	

※ただし、クレジットカード決済、スマートフォンアプリ等を利用した決済その他特典が付与される決済手段により支払われるものを除く。

補助金額

補助対象経費の2分の1以内とし、100万円を上限とする。

交付申請期間

令和6年5月14日から令和7年1月31日まで。

申請方法

申請方法等詳細については、ホームページをご覧ください。
<https://www.city.yaizu.lg.jp/promotion/satellite.html>

お問い合わせ

〒425-8502
静岡県焼津市本町二丁目16番32号
焼津市役所誘致戦略課
TEL:054-626-2260 Email:yuchi@city.yaizu.lg.jp

